

佐賀県告示第二百十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十四年十一月三十日から平成二十五年一月四日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年十一月三十日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類 及び路線名	区 間		道 路 の 区 域		
	前	後	変更前 後の別	幅員 メートル	延長 メートル
県道 岸川筋原線	多久市北多久町大字多久原五 八七六番一四八地先から 多久市北多久町大字多久原五 八七六番一三四地先まで	多久市北多久町大字多久原五 八七六番一四八地先から 多久市北多久町大字多久原五 八七六番一三四地先まで	後	一三三・四・三 七・四	四六〇・〇
	多久市北多久町大字多久原五 八七六番一四八地先から 多久市北多久町大字多久原五 八七六番一三四地先まで	多久市北多久町大字多久原五 八七六番一四八地先から 多久市北多久町大字多久原五 八七六番一三四地先まで	前	二二五・五 四・五	四六〇・〇